

「令和7年度札幌市ヤングケアラー支援研修企画運営業務」企画提案説明書

1 本説明書について

札幌市が実施する令和7年度札幌市ヤングケアラー支援研修企画運営業務の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館5階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課 福司・中島
TEL：011-211-2947
FAX：011-211-2971
E-mail: youth@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度札幌市ヤングケアラー支援研修企画運営業務
- (2) 業務の内容
別添仕様書のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年2月27日（金）

4 企画提案を求める事項

別紙仕様書に基づき、以下の項目について具体的な提案を行うこと。

- (1) ヤングケアラー支援研修の実施
- (2) 広報活動
募集チラシの作成及び研修対象者に広く周知・宣伝するための活動。また、基礎編配信動画の広報活動。
- (3) 管理・運営体制、スケジュール
本事業を実施する上での運営・管理体制（講師予定者を含む）、スケジュール
- (4) その他
本事業の目的達成のために必要と考えられる項目があれば提案すること。

5 予算規模

2,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格要件

本業務を効果的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、又は同名簿に登録されておらず以下のいずれにも該当しない者。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

- (ア) 契約を締結する能力を有しない者
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (エ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前 1 期の決算(当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者。
- キ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者。
- ク 政治団体(政治資金規正法第 3 条の規定によるもの)に該当しないこと
- ケ 宗教団体(宗教法人法第 2 条の規定によるもの)に該当しないこと
- コ 特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれに反対することを目的とするものでないこと

7 企画提案に係るスケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和 7 年 6 月 23 日(月)
- (2) 質問書提出期限・・・・・・・・・・令和 7 年 7 月 7 日(月) 17 時 00 分まで
- (3) 参加意向申出書提出期限・・・・・・・・・・令和 7 年 7 月 11 日(金) 17 時 00 分まで
- (4) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・令和 7 年 7 月 22 日(火) 12 時 00 分まで
- (4) 審査会(ヒアリング)・・・・・・・・・・令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬
(詳細は申込者に別途通知)
- (5) 結果通知・・・・・・・・・・令和 7 年 8 月中旬まで
- (6) 契約締結日・・・・・・・・・・令和 7 年 8 月下旬

8 参加手続きに関する事項

- (1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和7年7月7日（月）17時00分必着

イ 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「令和7年度札幌市ヤングケアラー支援研修企画運営業務に関する質問」とすること。

ウ 回答方法

質問への回答は、令和7年7月9日（水）17時15分までに随時質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

（2）参加意向申出書の提出

ア 提出期限

令和7年7月11日（金）17時00分必着

イ 提出方法

公募型企画競争参加意向申出書（様式2）を持参又は郵送により提出すること。なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記（ア）～（エ）の書類についても併せて提出すること。

（ア）登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された最新の内容のもの。

現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも可

（イ）市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書（契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書（指名願）」とする。）

（ウ）消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書（本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書）

（エ）貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前2期分（決算期変更により12ヵ月に満たない決算期がある場合は直前3期分。設立直後で直前1期分の決算しか終えていない場合は直前1期分）について、確定している決算書（貸借対照表、損益計算書）を提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メールにて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記（ア）～（ウ）の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

（ア）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

（イ）提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

（ウ）不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

（3）企画提案書の提出

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）12 時 00 分必着

イ 提出方法

下記様式について、郵送又は持参により提出すること。下記（イ）、（ウ）については 9 部（正本 1 部、副本 8 部）提出すること。

なお、提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

（ア）企画提案書提出書（様式 3）

（イ）企画提案書

自由様式、A 4 判片面で作成（枚数は自由）。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すこと。

次の項目を必ず記載し、提案すること。また、評価項目及び評価基準に沿った形で、工夫の上作成すること。

- ・事業者の組織・財務の状況
- ・業務実施体制
- ・業務スケジュール
- ・業務への考え方
- ・広報の方法
- ・研修内容

- ・研修講師について（過去の研修実績を含む）
- ・同様または類似する業務の実績

（ウ）参考見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。

（エ）法人の概要

法人概要書（様式4）

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

（4）参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 審査

企画提案は、本市が設置する令和7年度札幌市ヤングケアラー支援研修企画運営業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査する。

（1）審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者に対してヒアリングを実施し、それを踏まえて企画提案の評価を行う。予算規模の範囲内で、最低基準点（委員の総合得点の6割）を超え、合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 合計得点が同点の企画提案書があるときは、「10 評価について」(1) 評価項目及び評価基準の《評価基準表》の「事業内容」の合計得点の最も高い者を契約候補者として選定し、これが同点の場合は「業務への理解」の合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。これらが同点の場合には、くじ引きによるものとする。

ウ 選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

エ 参加者が1者であっても、最低基準点（委員の総合得点の6割）を超えたときは、契約候補者として選定する。

（2）ヒアリングについて

ア 令和7年7月下旬～8月上旬に実施予定。出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

イ ヒアリングは1者あたり約35分（説明20分、質疑応答約15分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある。）

ウ ヒアリングは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。（ヒアリング

当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配付することはできない。）

エ パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事業者が用意すること。開始 10 分以内に準備が完了しない場合は、その時点で失格とする。

オ ヒアリング日時等詳細については、参加者に別途連絡する。

10 評価について

(1) 評価項目及び評価基準

評価基準点は、評価項目ごとに「5 点：非常に優秀、4 点：優秀、3 点：普通、2 点：やや劣る、1 点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

《評価基準表》

評価項目	評価基準	係数	評価点 上限
業務の実施体制	業務の実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか	1	5
業務への理解	ヤングケアラー及びヤングケアラー支援について適切に理解しているか	1	5
	業務の目的、条件、内容を的確に反映した提案内容になっているか	1	5
事業内容	広報の方法は、研修対象者に効果的に PR できているか	3	15
	基礎編講話従事予定の講師は、近年にヤングケアラー経験のある本人または家族であり、かつ講演経験があるなど研修の質が確保されているか	3	15
	基礎編研修の内容及び配信動画の広報活動は、ヤングケアラーの認知度向上が見込める工夫があるか	3	15
	実践編従事予定の研修講師は、ヤングケアラー支援の経験・知識があることに加え、過去に福祉分野等の講師経験があるなど研修の質が確保されているか	3	15

	実践編研修の内容及び手法は、支援者の技術向上が見込めるか	3	15
	独自提案は、事業の目的に沿った適切な内容となっているか	1	5
業務実績	過去に委託業務と同種、類似の実績はあるか	1	5
合計			100

11 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果または提案企画の選定結果に疑義があるときは、それぞれ以下の期間内に書面により疑義の申し立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付または伝送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土日・祝日を除く。）以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（土日・祝日を除く。）以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して 5 日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先：「2 担当部署」と同じ

受付時間：8 時 45 分から 17 時 15 分まで（土日・祝日を除く。）

12 著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案者は企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権を始めとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保

証するものとする。

- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えやその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するとともに、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

13 契約

契約は、選定された契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争入札の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、順位 2 位以降の者を繰り上げて、その団体と契約に向けた協議を行う。

14 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。

15 問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 5 階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課 福司・中島
TEL：011-211-2947
FAX：011-211-2971
E-mail:youth@city.sapporo.jp